

岩手県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成21年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 二戸一戸線
- 2 供用開始の区間 二戸市石切所字船場14番1地先から字川原60番22地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年1月31日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成21年1月30日から同年2月27日まで